

監査総合グループ第1回考査 試 験 問 題

注意事項

<補習生カードを通路側に置いて、番号が確認できるようにしてください>

- 1 試験開始の合図により、試験を始めてください。それまでこの冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 この冊子の最後の頁には、「以上」の記載があります。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 3 答えは、配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。また、楷書で丁寧に記入し、数字については3桁ごとにカンマを打って解答してください。こするとインクが消えるボールペンは使用不可とします。**黒のボールペン又は黒の万年筆以外で解答した答案は試験を無効とし、採点しません。**
- 4 所属補習所、補習生カード番号、氏名について、各解答用紙の記入欄に漏れのないよう確実に全て記入してください。未記入項目がある場合は、その解答用紙を採点しない場合があります。
- 5 答案用紙は、白紙の場合も必ず提出してください。
- 6 **問題に関する質問には一切応じません。**
- 7 試験時間は2時間です。試験開始 60 分後から試験終了 10 分前までの間は、途中退室を認めません。途中退室する場合は、必ず答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置き、静かに退室してください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 8 試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
筆記用具（ペンケースから取り出すこと）、定規、修正液（修正テープ）、電卓（規定のもの）及び腕時計又は懐中時計。スマートウォッチ（試験監督者がスマートウォッチかどうか判断しづらい腕時計を含む）、ストップウォッチ、キッチンタイマー、置時計は使用できません。
腕時計又は懐中時計は**机の上に置いて使用してください**。また、使用が認められているもの以外はカバン等にしまい、荷物は全て足元に置いてください。**試験開始後は、カバン等から荷物を取り出すことはできません。また、使用が認められていないものを所持していた場合は、試験監督者の判断で不正行為とみなし、試験を無効といたします。**
- 9 携帯電話やスマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の通信機器は、電源を切ったうえでカバン等にしまってください。
- 10 水分補給のため、外装フィルムを剥がしたふた付きペットボトル 700ml 以下のもの 1 本に限り試験中に机の上に置くことができます。
- 11 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験監督者の指示に従ってください。
- 12 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、速やかに答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置いてください。
- 13 **不正を行った者には直ちに退場を命じ、その回の試験は無効とします。**
- 14 無効となった場合は、問題用紙・答案用紙の持ち帰りはできません。

(答案用紙の氏名等記載例・マークシート記入例)

- ※1：所属補習所・支所は自身が所属する[東京・東海・近畿・九州・札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松]のいずれかを記載すること
- ※2：補習生カード番号を記載し、丁寧にマークすること。また、誤ってマークした場合は、修正液(修正テープ)で綺麗に消すこと

QRコード	所属補習所・支所		補習生カード番号(9桁)									
	東京		番号	2	0	2	4	0	1	2	3	4
氏名			0	①	●	①	①	●	①	①	①	①
会計 太郎			1	①	①	①	①	①	●	①	①	①
<注意>			2	●	②	●	②	②	②	●	②	②
補習生カード番号を記載し、番号を丁寧にマークしてください。綺麗にマークされていない場合、正しく採点されない場合があります。			3	③	③	③	③	③	③	③	●	③
			4	④	④	④	●	④	④	④	④	●
※黒のボールペン又は黒の万年筆を使用すること。 ※誤ってマークした場合は、マークの跡が残らないよう、修正液(修正テープ)で綺麗に消すこと。			5	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
			6	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
			7	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	
			8	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	
			9	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	

問題1 財務諸表監査における不正【配点35点】

問1 以下の不正への対応に係る監査の基準等に基づく記述について、空欄①～⑮に当てはまる適切な語句を答えなさい。

不正リスク、すなわち（①）リスクを識別・評価して、不正リスクに対応する責任は、企業側すなわち経営者、（②）及び監査役等にある。

不正リスクを識別・評価したアサーションについては、不正リスクを識別していない場合に比べて、より（③）が高く、より（④）が強い（⑤）、又は量的により多くの（⑤）を入手しなければならない。

不正は他者を欺くことを狙って（⑥）に行われる行為であり、通常、発覚しないように（⑦）が図られる。このため、監査人にとっては、（①）は、（⑦）工作をともなわない（⑧）による重要な虚偽表示と比べて発見が難しい。

不正による財務諸表の重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合には、当該疑義に係る監査チームの対応について、（⑨）の方針と手続にしたがって適切な担当者による（⑩）を実施し、これが完了するまでは意見を表明してはならない。

金融商品取引法上のディスクロージャーをめぐることは、不正による有価証券報告書の虚偽記載が相次いで明らかになっており、公認会計士・監査法人による監査に対する批判が高まっていた。このため、公認会計士監査をより実効性のあるものにするという観点から、国際的な議論の動向も踏まえながら、不正への対応に的を絞った監査基準の見直しと、不正リスクへの対応に特化した「監査における（⑪）」が設定されることになった。

「監査における（⑪）」は、適用対象である（⑫）等の監査人が、（⑬）及び監査に関する（⑭）に加えて準拠すべき基準であることから、これらの基準と一体として適用されるが、監査の目的を変えるものではないし、（⑮）の手続を定めるものでもない。

問2 以下は、株式会社東芝（以下「東芝」という。）に関する事件の記述である。空欄①～⑧に当てはまる適切な語句を答えなさい。

東芝による不正会計事件は、証券取引等監視委員会への（①）によって発覚し、東芝が設置した第三者委員会によって調査が行われた。

東芝による不正会計の手口は、インフラ事業におけるかつての（②）の適用に当たっての工事原価総額の（③）、映像事業の経費計上の先送り、半導体事業における在庫評価損の非計上、及びパソコン事業の部品取引における（④）価格の悪用などであった。

東芝は、2003年に当時の商法特例法によって新設され、現在は（⑤）と呼ばれている会社形態にいち早く移行しており、“コーポレートガバナンスの優等生”といわれていた。しかし、監査役会に代わるものとして（⑥）の確保が求められる（⑦）の委員長が元財務担当の社内取締役であったり、委員の中に効果的な監査・監督のために必要とされる財務や会計の知見を持つ者がいなかったりするなど、必ずしも（⑧）が効果的に機能する態勢が整っているとはいえなかった。

問3 米国では、コーエン委員会報告書によって期待ギャップの存在が明らかにされ、ギャップ解消に向けた対策が勧告された。これに対して、米国公認会計士協会（AICPA）は、特に不正への対応について、具体的にどのような対策を講じたか答えなさい。

問4 「監査における不正リスク対応基準」は、監査人に対して、職業的懐疑心を強調しているが、特に、どのようなときに職業的懐疑心を発揮するよう求めているか3つ答えなさい。

問5 監査人は、経営者の関与が疑われる不正又は不正の疑いを発見した場合、どのような措置を取る必要があるか答えなさい。

問6 監査人が、経営者の不正に起因する重要な虚偽表示リスクを識別した場合、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わなければならない理由を答えなさい。

問題2 職業倫理【その1】（職業倫理に関する規程の理解）【配点30点】

問1 公認会計士法では、公認会計士の使命について定めている。その内容について空欄①～⑤に当てはまる適切な語句を答えなさい。

【公認会計士法 第1章 総則より抜粋】

公認会計士は、(①) の専門家として、(②) において、財務書類その他の財務に関する (③) を確保することにより、会社等の公正な事業活動、(④) の保護等を図り、もつて (⑤) の健全な発展に寄与することを使命とする。

問2 倫理規則に定める基本原則の遵守に対する阻害要因に関して、以下の問いに答えなさい。

1. 倫理規則では、基本原則の遵守に対する阻害要因として、自己利益、自己レビュー、擁護、馴れ合い、及び不当なプレッシャーの5つを示している。このうち、自己利益と自己レビューという阻害要因について説明しなさい。

2. 以下の状況で、阻害要因に対処するために講じる対応策として適切なものを**[選択肢]**の中から選び、カタカナを答えなさい。なお、同じ選択肢を何度も使用してよい。

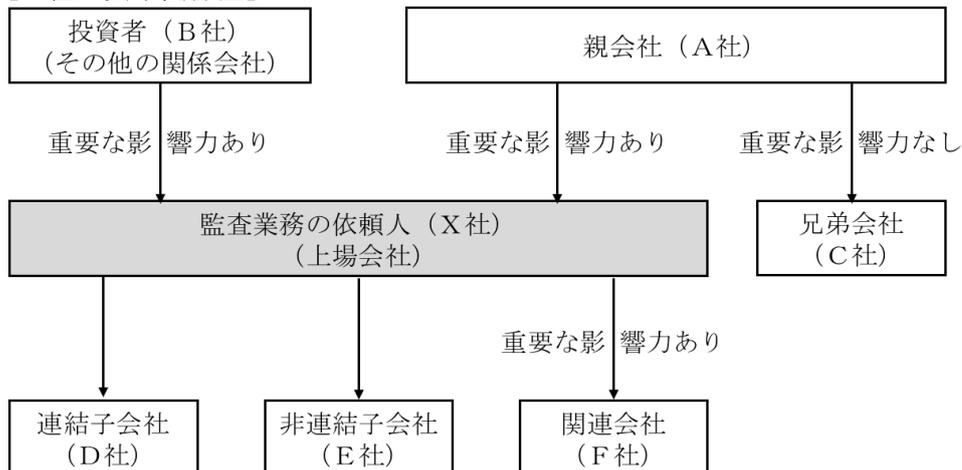
- (1) 社会的影響度の高い事業体ではない監査業務の依頼人に対する報酬依存度が5年連続30%を超える場合
- (2) 社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人に対する報酬依存度が5年連続15%を超える場合
- (3) 金融商品取引法に基づく監査に従事している監査業務チームの構成員の近親者が当該監査業務の依頼人の株式を保有している場合
- (4) 社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人に対して定型的又は機械的な内容の財務諸表の作成業務を提供する場合
- (5) 監査業務チームの構成員の配偶者が監査業務の依頼人の役員等に就任する場合

[選択肢]

- ア. 監査業務チームの構成員でない専門家を利用して当該非保証業務を実施する
- イ. 5年目の監査意見表明後に監査人を辞任する
- ウ. 当該構成員を監査業務チームメンバーから外す
- エ. 5年目の監査意見表明後に、会計事務所等の構成員ではない会員により5年目の監査作業のレビューを受ける
- オ. いかなるセーフガードを適用しても阻害要因に対処できない

問3 あなたが所属する会計事務所は、上場会社である監査業務の依頼人（X社）の監査を行っている。X社の資本関係は以下の図のとおりである。次の問いに答えなさい。

【X社の資本関係図】



1. X社の関連事業体となる会社を全て答えなさい。
2. あなたが所属する会計事務所は、[X社の資本関係図]のどの会社に非保証業務を提供する場合に、X社の監査役等の事前了解を得る必要があるか。該当する会社を全て答えなさい。
3. あなたが所属する会計事務所は、[X社の資本関係図]のどの会社から支払われた非監査報酬を開示する必要があるか。該当する会社を全て答えなさい。なお、E社があなたの所属する会計事務所に支払う非監査報酬は僅少であり、あなたが所属する会計事務所の独立性の評価に影響を与えるものではない。

問4 倫理規則では、会計事務所等又はネットワーク・ファームは、監査業務の依頼人に対して監査業務の依頼人が果たすべき経営者の責任を担ってはならないものとされている。経営者の責任について以下の問いに答えなさい。

1. 経営者の責任を担うことにより、どのような阻害要因が生じると考えられるか。以下の[語群]から1つ選択しカタカナを答えなさい。

[語群]

- ア. 自己利益、擁護、馴れ合い、不当なプレッシャー
- イ. 自己レビュー、擁護、馴れ合い、不当なプレッシャー
- ウ. 自己利益、自己レビュー、馴れ合い、不当なプレッシャー
- エ. 自己利益、自己レビュー、擁護、馴れ合い
- オ. 自己利益、自己レビュー、擁護、不当なプレッシャー

2. 以下の(例)を参考に、経営者の責任に該当すると考えられる状況を2つ答えなさい。

(例) 組織の方針及び戦略的指針を設定すること

問5 2024年7月に改正された倫理規則において、以下の4つのタイプのいずれかに該当する場合、社会的影響度の高い事業体として取り扱われる。空欄①～③に当てはまる適切な語句を[語群]から選びなさい。

- (1) (①) 事業体
- (2) 主たる機能の一つが公から (②) を受け入れることである事業体
- (3) 主たる機能の一つが公に (③) を提供することである事業体
- (4) 第400.15項で規定されている目的を達成するものとして、法令等又は本規則によって、社会的影響度の高い事業体として取り扱われる事業体

[語群]

保険、上場、預金、人材、サービス、公益、公に取引されている

問題3 リスク評価及び評価したリスクへの対応【配点 35 点】

問1 以下の問いに答えなさい。

- (1) 監査におけるリスク・アプローチとは何かを説明しなさい。
- (2) 監査計画を立てる際に指標として使う「手続実施上の重要性」は「重要性の基準値」よりも低い金額として設定されるが、その理由を説明しなさい。なお、説明にあたっては必ず「未発見の虚偽表示」という語句を入れること。
- (3) 「自動化された情報処理統制」と「IT 全般統制」との関係を説明しなさい。

問2 以下の文章が正しければ解答欄に○を、誤っていれば×を記入し誤りと判断した理由を答えなさい。

- (1) ある企業の監査において、現金の帳簿残高が重要性の基準値の半分以下であるが、現金の実査結果と帳簿残高の不一致が頻発していることから、現金の实在性に対して不正による重要な虚偽表示リスクを識別した。この場合、現金の实在性については、必ず特別な検討を必要とするリスクとして評価し、リスク対応手続を行う必要がある。
- (2) 「経営者による内部統制の無効化リスク」については、どの企業の監査においても特別な検討を必要とするリスクとなるものであり、経営者が内部統制を無効化するリスクの程度はどの企業においても変わらない。
- (3) ある上場企業の監査において、収益認識に対して特別な検討を必要とするリスクを識別している。この場合、収益認識を必ず KAM（監査上の主要な検討事項）として監査報告書に記載をする必要がある。
- (4) 内部統制の運用評価手続は、質問のみで十分な場合はなく、必ずその他の監査手続を組み合わせて実施する必要がある。
- (5) 過年度の監査手続から得られた情報を、当年度の監査において利用しようとする場合には、当年度において質問やその他の適切な監査手続を行い、必ずその情報が当年度においても依然として適合性と信頼性を有しているかどうかについて判断しなければならない。

問3 以下の<設例>において、主査の吉川さんより、先輩スタッフの佐川さんに伝達された【作業分担表】の「作業内容詳細」の内容に関して、監査基準報告書に照らし、明らかに適切でない点が3点ある。その3点について、①適切でない点が含まれている「作業概要区分」を転記し、②「作業内容詳細」について、適切でない点となぜ適切でないかを答えなさい。なお、【前提】、【計画段階における状況】及び【作業分担表】の「備考」に記載されている内容は正しいものとする。

<設例>

【前提】

あなたは3月決算のA社（上場企業、商社で、子会社はないため連結決算はなく、単体決算のみ）の2025年3月期の期末監査に1年目のスタッフとして関与している。監査チームの構成は、業務執行社員の佐藤さん、主査の吉川さん、先輩スタッフの佐川さん、あなたの4名である。なお、2025年4月15日から往査を予定している。

【計画段階における状況】

- 重要性の基準値：計画段階における、重要性の基準値は、A社の2025年3月期の業績予測の売上高300億円に1%を乗じた3億円と設定している。
- 期中の監査において、本来であれば売上高から控除すべき費用1.5億円を、販売費及び一般管理費に計上し、売上高が過大計上、販売費及び一般管理費が過大計上となっていることを発見したが、現時点で未修正である。
- 特別な検討を必要とするリスク（以下「SR」という。）
 - ・収益認識（具体的には売上高の発生）
 - ・貸付金の評価（兄弟会社T社に対する貸付金）
 - ・経営者による内部統制無効化リスク

2025年4月10日に監査チーム4名でミーティングを行っている。ミーティングでは、先輩スタッフの佐川さんに次のような作業分担が割り振られ、主査の吉川さんから佐川さんに対して作業内容の詳細について説明を受けることとなった。そして、これらの作業の中から、あなたにも業務が割り振られる予定であることから、佐川さんからあなたに対し、一緒に作業内容の詳細の説明を聞くように指示があり、あなたも説明を聞くこととなった。なお、割り振られた業務の難易度は、スタッフにとって適切な難易度であるものとする。

[作業分担表]

作業概要区分	作業内容詳細	備考
重要性の基準値の計画の期末段階での更新	<p>■ 会社から入手した情報によれば、2025年3月期の業績は、業績予測の売上高300億円に対し、3月の決算を締めた後の試算表の売上高は301億円でした。重要性の基準値の調書を更新するにあたっては、売上高を試算表の数値に置き換える以外に考慮すべき事項はなく、試算表の数値も予算より上回っていることから、特段重要性の基準値の改訂は不要なので、その旨を調書に記載しておいてください。</p>	<p>左記の記載の内容以外には監査計画の期末段階への更新は割り振られておらず、調書更新のための情報は問題文に記載の内容以外にはないものとする。</p>
貸付金の評価に関するリスク評価調書の更新	<p>■ 貸付金の評価をSRとしていますが、T社への貸付金は2025年4月15日に貸付金の全額が入金予定です。4月15日に全額入金的事实を確認できた場合、貸付金を回収できないリスクはゼロになったと言えるため、貸付金の評価をSRから外すように計画調書を更新してください。</p>	
借入金の残高に対する手続	<p>■ 借入金については、重要な勘定科目等（アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別している勘定科目）としてリスク評価をしています。借入金は金融機関Xから運転資金として借り入れているものです。なお、当期から借入金の残高管理をするためのシステムを導入したという話をCFOから伺いました。詳細は不明ですが、Xに対しては、確認状を発送してすでに回収していますので、確認状の残高と帳簿の一致を確認しておいてください。</p>	<p>借入金の残高に対する手続として、監査チームでは左記以外には実施していないものとする。</p>
資本金の残高に対する手続	<p>■ 前期までは、資本金の残高が重要性の基準値を下回っていたため、監査チームとしては資本金に対して特に手続をしていませんでした。当期、重要性の基準値を従来よりも下げた結果、資本金の残高自体は変わっていないものの、今回初めて重要性の基準値を超える残高となりました。</p> <p>資本金は、会社が定期的実施している登記簿謄本との照合で、いつも差異は出ていないと、以前、A社の経理部長との雑談の中で聞いたことがあります。そのため、改めて経理部長に、登記簿謄本との照合に不一致がなかったか質問していただいて、その結果と質問を行った旨を調書に記載しておいてください。</p>	<p>資本金の残高に対する手続として、監査チームでは左記以外には実施していないものとする。</p>
経費の発生に関する手続	<p>■ 期中にサービス・デリバリー・センターの所属者が作成した経費の詳細テスト（2024年4月から2025年2月までの取引を対象）の調書があります。サービス・デリバリー・センターの所属者は監査チームのメンバーではありませんが、監査調書にサインはできません。そのため、あなたが調書の内容を引き継ぎ、2025年3月分の取引に対して詳細テストを実施したうえで、調書を作成しサインするようにしてください。</p>	<p>経費に関する手続として、あなたにはこれ以外には割り振られておらず、サービス・デリバリー・センターの所属者が監査調書のサインができないことは所属する監査法人のルールに則ったものとする。</p>

以上